

生徒心得（令和6年4月1日より施行）

本校生は、常に、本校の教育目標に示すところに従い、自主・自立の精神を発揮し、正しい行動をとおして健全な個性の伸長を図り、健全な学校を創ることを心掛けること。

1 服装・容儀

- (1) 服装は質素で端正、かつ清潔であること。
- (2) 制服は、本校生の正装であり、本校の象徴であることをよくわきまえること。
- (3) 制服は、気候に合わせて着用すること。
- (4) 制服は、次のとおりとすること。
 - ① 制服は夏服、冬服ともに本校指定のものとする。
 - ② 女子のセーターは本校指定のものとする。
 - ③ 校外での学校行事などの場合は、原則として制服を着用する。
 - ④ 休日に部活動等で登校するときも、制服を着用する。
- (5) 校章及び学年章は、常に所定の位置につけること。私物のピンバッジ、ブローチ等をつけない。
- (6) 防寒着類の着用は、次のとおりとすること。
 - ① 防寒着は、本校の許可する条件を満たすものとする。
 - ② 原則として11月から3月までの期間とし、校舎内では着用しない。
 - ③ マフラー、ネックウォーマーは、色について特に指定しないものの、制服との調和のとれたものとする。ただし、全体がファー素材のものや、極端に長いものは禁止する。
 - ④ ストッキング・タイツは、華美でなく制服との調和がとれたものとする。
- (7) ソックスは、単色で華美でないものとし、くるぶしよりも下のソックスやスカート着用時のルーズソックスを禁止とすること。
- (8) 靴は、華美でなく、制服との調和のとれたものとする。
- (9) 校舎内では本校指定の上靴を用いること。
- (10) 夏服の下に着用する肌着は、ワンポイントまでの白・ベージュ・グレー・黒とすること。
- (11) やむを得ない理由で規定以外の服装をするときは、「異装許可書」を申請し、許可を得ること。
- (12) 頭髪は、次のとおりとすること。
 - ① 清潔感があり、奇抜でない髪形とする。
 - ② 常に清潔・端正・活動的であるように心がける。また、染色・脱色・パーマ・整髪料使用等を禁止する。
 - ③ 髪が目にかからず、顔の表情がわかるように調髪する。また、髪が肩以上に伸びたときには、華美でない、装飾のないゴムで結髪する。
 - ④ 髪の結び方については、正面から見て結び目が見えないように結ぶ等、清潔感があるように結ぶ。また、装飾性がない結び方とする。
- (13) 化粧や装飾品（イヤリング、ピアス、ネックレス、カラーコンタクトレンズ等）は禁止とすること。
- (14) ベルトの色は黒・紺・茶色を基本とし、革製、布製どちらでも構わないこと。網状になっているものは不可とし、華美な金属・メッキ装飾（ハトメ金具や突起物等）がないものとする。
- (15) 通学には指定のカバンまたはリュックサックで登校すること。ただし、リュックサックは華美でなく制服との調和のとれたものとする。
- (16) 本校の校章及び制服〔図説〕 冬服 夏服（省略）
※図省略